

# 『雷門東部商店会景観協定』概要

1. 根拠法令: 東京都台東区景観条例第30条

2. 協定区域: 台東区雷門二丁目18番

11~13号

雷門二丁目19番10~13号

3. 区域面積: 451m<sup>2</sup>

4. 協定締結者数: 21人

5. 用途地域: 商業地域

6. 協定の有効期間: 10年間

(廃止の意思がなければ自動的に

10年間 延長)

7. 協定認定年月日: 平成22年6月15日

8. 認定番号: 第7号



■案内図

■整備前の状況



## 9. 景観形成基準の内容

### 景観形成基準の方針

雷門東部商店会は、浅草広小路の東側、並木通りから江戸通りまでの約70mの片側商店街です。浅草寺の門前町として発祥し、大正期には吾妻橋の架橋を機に、墨田区からの浅草への玄関口として大きく発展しました。雷門東部商店会は、浅草の文化、歴史の核であり、浅草寺の門前通りとして古くから歴史と伝統に培われてきています。こうした貴重な観光、景観資源を台東区景観まちづくり条例に基づく「景観協定」地区として定め、将来にわたり当商店会の街並みの情景づくりに重点を置き、建物のファサード、工作物、看板、街路灯等の形態、意匠、位置、色彩、又は面積等の基準を設け、魅力ある「出会い ふれあい まちづくり」を永続することを目的と致します。

## 10. 景観形成基準細目(抜粋)

### (1) アーケード等商店街施設に関する事項

#### ①アーケードの意匠、色彩等に関する基準

- アーケードは店舗側から3m迄とし、自然光を取り入れると同時に向側商店街や雷門の全景が見える様に配慮する
- 雷門通り北側のアーケード及び浅草文化観光センターとの連続した商店街を意識して、デザイン、色彩の共同イメージを創出し、浅草寺の歴史や伝統を取り入れる
- アーケードの屋根には、設備機材、パイプ類、平時の干し物、不要な植木等、視覚的に不快を与える物品及び行為はなくす

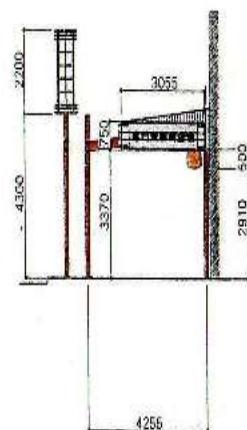
#### ②施設の維持

- 「共同施設維持管理規約」の11条(\*1)及び13条(\*2)の遵守に努める
- アーケードを個店で使用することは一切認めない
- 美観に配慮し、日常の管理に努める

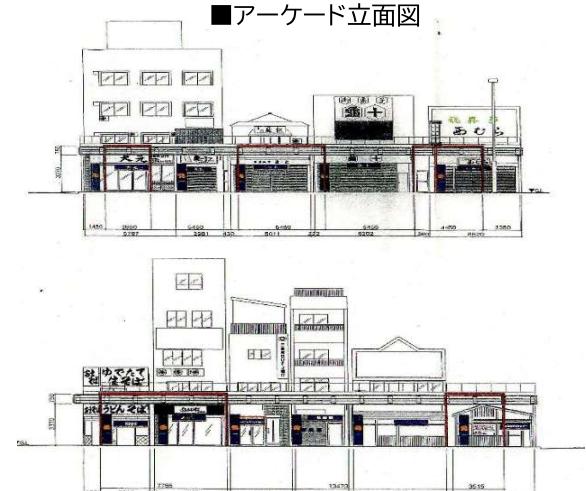
#### ③設備の管理

- アーケードは、火災時の消防隊活動や居住者の避難通路として活用されるよう、防災設備として性能を発揮するように維持管理に努める
- 照明や放送設備は、非常時の情報告知設備として機能させるため日常の保守点検を怠らない

■アーケード断面図



■アーケード立面図



## (2)商店街モニュメントに関する基準

### ①モニュメントの意匠と色彩に関する基準

- ・浅草ならではの纏いをイメージに取り入れ、色調は雷門の赤茶を基準とする



### ②施設の維持及び管理

- ・アーケード等商店街施設に関する基準の(1)(2)・(3)に準拠し実施する

## (3)店舗ファサードの意匠、色彩等に関する基準

### ①店舗ファサード

- ・店舗ファサードは、アーケードの水平ラインを基準として1階部分とアーケード直上階(概ね2階)とする
- ・アーケード下部のファサードは、統一的要素を基準に個店の努力によって店舗の独自性を高め、通りの賑わいや活性感に資するよう整備する
- ・アーケード上部は、通りの美観に資するよう整備と維持管理に努める
- ・消防活動や避難行動が円滑に行えるよう、支障となるものの排除に努める

### ②その他の店舗ファサード形成要素の基準

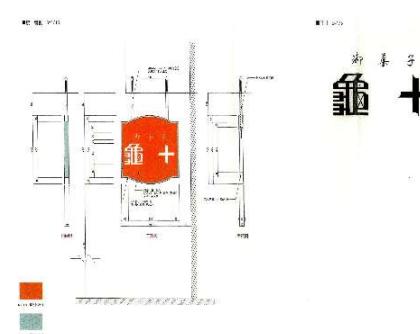
- ・店舗(建物)外壁の室外機等設備は、表に露出しないように計画する
- ・サイン機能を持つ欄間看板や暖簾は、色彩及び形態において、商店街標準デザインの中から選定する

## (4)店舗サインの設置、意匠、色彩に関する基準

各個店店頭へは①-③以外の掲出物は置かないことを前提とする

### ①統一看板

- ・商店街が指定する統一の看板に、個店名(独自書体)を表記したものを使用し、他の仕様の看板は認めない
- ・店名表記で独自書体が無い場合は、商店街が指定する書体の中から選定する



■統一看板イメージ図

## ②欄間看板・ぐぐり暖簾

商店街が指定する仕様、形態のものの中から選定し設置する

## ③長暖簾・提灯・下げ暖簾(バナー)

- ・設置位置を商店街で指定する
- ・これらを付ける位置での個店のサイン等の掲載は認めない

■暖簾イメージ図



## (5)その他景観協定者が必要と認める事項

- ・雷門東部商店会・まちづくりを実現するよう努める
- ・景観形成基準細目の変更は、総会の決裁をもって、全員合意とみなし、実施する



■完成予想図

### (\*1)受益者の保全義務(一部抜粋)

共同施設の維持保全のため次の行為をしてはならない

- 1)店舗の拡張又は、改築等を行うに際して共同施設の一時撤去及び復旧等を部会・協定委員会及び関係官庁の許可無く行う
- 2)アーケードの上に許可無く上がる
- 3)アーケードの上に物品をのせる
- 4)アーケードに店舗、家屋等から雨水等を流す
- 5)アーケードから雨水等排水の流通を妨げる
- 6)アーケードに広告物等を掲示する
- 7)アーケード電気設備放送設備を許可無く使用する
- 8)前各号の他、道路管理者、所轄警察署、消防署が禁止した行為及び共同施設の維持保全を妨げる一切の行為

### (\*2)受益者の遵守事項(一部抜粋)

- 1)自動車事故等で損傷が発生した場合は速やかに管理部会に報告する
- 2)売り出し、祭礼等の装飾により、損傷せたり美観を損なわないように指導する
- 3)共同施設に影響を及ぼす恐れがあると思われる工事に当たっては、必ず立会い、設備、機能に支障がないように指導する
- 4)毎月1回は担当部員は巡回、管理する
- 5)清掃、管理を管理業者に委託して実施(年1回)アーケードの上部清掃、アーケードの内部清掃点検管理を行う